

令3福情答申第1号

令和3年4月19日

福岡市教育委員会

教育長 星子明夫様

(教育委員会指導部教育相談課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和2年5月14日付け教相第68-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「市政への提案に係る案件について、特定個人と電話対応した教育委員会生徒指導課の担当職員名を確認できる文書」の非公開決定(存否応答拒否)の件



答 申

**第1 審査会の結論**

「市政への提案に係る案件について、特定個人と電話対応した教育委員会生徒指導課の担当職員名を確認できる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和2年3月3日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和2年2月25日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和2年3月3日、実施機関は、条例第10条第1項の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年4月22日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

- ① 本件公開請求は、本来回答が担保されている「市政への提案」について回答留保がなされたことに関し令和2年の特定日に電話にて確認した際の事案で

あり、本件対象文書は個人情報には当たらないというべきで、これを公開するのは全ての公務員に課された義務である。

- ② 以前、国の行政機関で電話対応した職員が、審査請求人からの再々の問いかけに、自らの氏名を頑なに名乗らないという事案があり、審査請求人は、この件で、総務省に出向き確認したところ「基本的に、職務上全ての公務員は問われなくても名乗るべき」との見解を得ており、上記総務省の見解にいう「全ての公務員」には、地方公務員にも妥当すると解釈されるので、本件審査請求を行うものである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 理由

- ① 本件対象文書については、本件公開請求書に特定個人と電話対応した旨の文言があることから、審査請求人は、特定日に特定個人と電話でやり取りを行った生徒指導課の担当職員名を確認することができる文書の公開を求めているものと解される。
- ② 特定日に特定個人が生徒指導課と電話でやり取りを行ったこと、若しくは電話でやり取りを行っていないことは、条例第7条第1号（以下「第1号」という。）本文の「個人情報」と解されるところ、本件対象文書の存否を明らかにすれば、前記の個人情報が明らかになり、非公開情報を公開することになることから、条例第10条第1項により、実施機関は、本件対象文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否したものである。

## 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 存否応答拒否決定について

条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在し

ているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。この規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるとするものである。

そこで、以下においては、本件対象文書の存否の情報が、上記規定に該当するか否かについて検討することとする。

## 2 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、特定日付けの市政への提案に係る案件について特定個人が実施機関に電話で問い合わせを行った際に対応した職員の氏名が記録された公文書の公開を求めているものと解される。

したがって、本件存否応答拒否の判断の妥当性の検討においては、特定個人が実施機関の職員と電話でやり取りをした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることにより、非公開情報を公開することとなるか否かを判断する必要がある。

## 3 第1号該当性について

### (1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開情報とするものと定めている。

第1号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、第1号ただし書イは、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、第1号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公

開情報の除外事由と定めている。

また、本号は、個人に関する一切の情報は非公開とする趣旨であり、仮に公開請求者が自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱うことになる。

(2) 本件存否情報の第1号該当性について

本件存否情報は、実施機関の職員ではない特定個人に関する情報であって、これを公開することにより特定個人が誰かを識別することができるため、第1号本文に該当し、かつ、第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと認められる。

よって、本件存否情報については、第1号の非公開情報に該当する。

(3) 結論

本件公開請求については、本件存否情報を明らかにすることにより、第1号の非公開情報を公開することになるため、実施機関が条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行った本件決定は、妥当である。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年5月14日	諮問（令和2年5月14日付け教相第68-1号）
令和2年9月25日	実施機関の弁明意見書を収受
令和2年10月27日	審査請求人の反論意見書を収受
令和2年11月16日（第1部会）	審議
令和2年12月25日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和3年1月26日（第1部会）	審議
令和3年2月26日（第1部会）	審議
令和3年3月29日（第1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭